

資料 目次

第 523 回 福井地方最低賃金審議会 (R 7 . 8 . 12)

項番	資 料 名	
1	福井県最低賃金の改正決定に関する専門部会報告書	1
2	令和 7 年度福井県最低賃金の改正決定における公益委員見解	5

令和 7 年 8 月 12 日

福井地方最低賃金審議会

会長 井花 正伸 殿

福井地方最低賃金審議会

福井県最低賃金専門部会

部会長 廣瀬 弘毅

福井県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 4 日、福井地方最低賃金審議会において付託された福井県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 のとおり最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行ったところ、令和 5 年 10 月 1 日発効の福井県最低賃金（時間額 931 円）は令和 5 年度の福井県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

井花 正伸

佐藤 哲也

廣瀬 弘毅

労働者代表委員

杉田 公太郎

中澤 健太

山田 佐智生

使用者代表委員

豊嶋 雅子

西澤 弘純

山埜 浩嗣

福井県最低賃金

- 1 適用する地域
福井県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 5 3 円
- 5 この最低賃金において算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

福井県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 福井県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 931 円
- (3) 発 効 日 令和 5 年 10 月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19 歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 5 年度
- (3) 生活保護水準
生活扶助基準（第 1 類費＋第 2 類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の福井県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた額（95,496 円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 か月換算額（注）と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると福井県最低賃金が下回っていることは認められなかった。

（注）1 か月換算額

$931 \text{ 円（福井県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1 か月平均法定労働時間数）}$
 $\times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 130,579 \text{ 円}$

令和7年度福井県最低賃金の改正決定における公益委員見解

1 令和7年度福井県最低賃金の改正決定における引上げ額は、次のとおりとする。

福井県最低賃金 時間額 984 円を 69 円（7.0%）引上げ、
時間額 1,053 円とする

2 改正額の検討（【 】…参照した資料）

（1）改正額検討のポイント

福井県最低賃金専門部会は、本年度の改正審議に当たって、最低賃金法第9条第2項の3要素（労働者の生計費、賃金、通常の事業の支払能力）のデータに基づき、公労使で丁寧に議論を積み重ねて行くことが重要であり、中央最低賃金審議会から示された目安（Bランク 63 円）は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするべきもので、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないという原則に立ちながら、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済・雇用の実態、特に小規模事業者の実態に目配りし、改正額が合理的なものとなるよう、慎重な審議を行った。

審議においては、次のとおり、上記3要素のほか、福井県等からの要請事項である最低賃金の地域間格差の是正についても、引き続き、検討を行った。

ア 令和6年度改正

令和6年度改正の福井県最低賃金時間額 984 円（引上げ率 5.69%）は、全国加重平均 1,055 円の 93.3%の割合であった【第 519 回-12 頁】。

令和7年6月に福井労働局が実施した最低賃金に関する基礎調査（以下「基礎調査」という。）によれば、令和6年度改正後の最低賃金額（時間額 984 円）を下回っている労働者の割合（以下「未満率」という。）は県内が 1.7%であり、全国の 1.8%とほぼ同水準であった【第 521 回第 1-222 頁】。

改正後に最低賃金を下回ることとなる労働者の割合（以下「影響率」という。）は、令和6年度改正において福井県は 22.0%、全国平均は 23.2%であった。影響率 26.5%を上回る地域は 12 道県（うちBランクは5道県）であった【第 521 回第 1-221 頁】。令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解（2（3））によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できないとされ、福井県の令和6年度改正の発効後の雇用失業情勢では、有効求人倍率や有効求人数、事業主都合離職者数の推移においても大きな変化は認められない【第 520 回-12 頁】。

イ 労働者の生計費

生活水準の維持・向上及び購買を維持する観点から、最低賃金を引き上げる必要性があることは、公労使一致した認識である。

令和6年4月の世帯別人員別標準生計費（福井市）を用いた試算では、世帯別の標準生計費に対する必要な賃金時間単価は、令和6年度の最低賃金が発効した後の消費者物価指数の上昇率を考慮すると次のとおりである【第520回-29頁】。

(円)

世帯別人員	1人	2人	3人	4人	5人
必要な賃金時間単価	1,116	934	908	1,013	1,114

連合のリビングウェイズでは、福井県内での最低生活費は18万8千円で、時間単価1,140円を必要としている【第520回-145頁】。

これらと比較し、現行の福井県最低賃金の水準は、単身世帯や4人世帯以上では十分な生計費を確保することが困難と言わざるを得ない。

そもそも、福井県最低賃金時間額984円が全国加重平均の93.3%であるところ、令和6年消費者物価地域差指数における、10大費目別消費者物価地域差指数の「総合」では全国平均100とした場合、福井県は99.3で、**6.0%ポイント**の不均衡を生じている【第520回-49頁】。

福井市消費者物価指数「総合」の令和6年平均と令和7年1月から6月までの単純平均による上昇率が**2.41%**からすれば、**生計費による引上げ率は8.41%程度が相当**と考えられる。

福井市消費者物価指数「総合」は、令和4年2月のウクライナ侵攻時100.2であったが、令和6年平均の107.0まで6.8ポイント上昇している。一方、毎月勤労統計地方調査結果（令和7年4月）（福井県、令和2年＝100）では、現金給与総額は令和4年99.7から令和6年100.1までの0.4ポイントの上昇にとどまり、賃上げの状況は消費者物価の上昇に追い付いておらず、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

ウ 賃金

(ア) 賃上げの状況

賃金に関する各種統計資料を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃上げ率は、連合の集計結果（加重平均）では次のとおりである【第4-1頁】。

連合	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
全国	全体	5.25%	5.10%
	100～299 人	4.76%	4.62%
	100 人未満	4.36%	3.98%
県内	全体	5.69%	5.10%
	100～299 人	5.20%	4.02%
	100 人未満	3.69%	3.24%

福井県経営者協会による賃金改定調査結果（中間報告）では、全体では 4.77%（前年 3.72%）、業種別では製造業 4.73%（同 4.20%）、非製造業 4.80%（同 3.31%）、となっている【第 520 回-138 頁】【第 4-2 頁】。

福井県経営者協会	規模	本年度賃上げ率	昨年度実績
県内	全体	4.77%	3.72%
	100～299 人	4.62%	3.96%
	100 人未満	4.21%	2.96%

令和 7 年 6 月に厚生労働省が実施した賃金改定状況調査では、中小零細企業の賃金上昇率を示す第 4 表③において、B ランクは 3.4%（前年 2.9%）である。

以上、総じて規模・業種にかかわらず、昨年を上回る賃上げの状況が見られる。

これら前年との上昇率の差は、賃金改定状況調査 0.5%ポイント、連合福井 0.59%ポイント、福井県経営者協会 1.05%ポイントとなり、令和 6 年度福井県最低賃金の引上げ率 5.69%を加えると、賃金による引上げ率は 6.19%～6.74%が相当と考えられる。

(イ) 募集金額等の水準

令和 7 年 3 月～同年 6 月のパートタイム労働者の 1 求人あたりの募集金額下限額は 1,094 円～1,108 円で推移し【第 521 回第 1-45 頁】、令和 6 年賃金構造基本統計調査によれば新規学卒者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模 10 人以上）は 187.8 千円（試算時給 1,145 円相当）で推移しており【第 519 回-58 頁】、上記 1 の引上げ額によっても、十分高い水準にある。

エ 通常の事業の賃金支払能力

(ア) 企業経営の状況

法人企業統計による令和 5 年度の企業収益について、全国の経常利益額は、資本金規模計で前年度比プラス 12.1%、とりわけ資本金 1,000 万円未満で前年度比プラス 28.8%となっており、資本金規模別の全てで 2 年連続増加している。

北陸財務局福井財務事務所の福井県内経済情勢（資料）（令和 7 年 4 月）によれば、県内の経常利益（電気・ガス・水道、金融・保険業を除く）は、令和 6 年度は増益見込みとなっており、全産業では前年度比プラス 5.0%となっている【第

520 回－110 頁】。

令和 6 年度の売上高経常利益率は、日銀短観（2025 年 6 月）によれば、全国が 7.26%のところ、北陸短観（県別集計データ）（2025 年 7 月）によれば、福井県は 7.90%と堅調に推移しており、過去 25 年間で最も高く、直近 10 年間は 5 %以上と経年的に安定している。よって、令和 6 年度は**全国より 0.64%ポイント優位**であり、**全国加重平均 1,055 円から算定すると 7 円程度の優位性**がある。

しかしながら、上記ウに記載の賃上げ状況を勘案するに、企業規模により賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある、価格転嫁の状況については、主に規模 20 人以下の小規模事業者を調査対象とする福井商工会議所の特別調査（令和 6 年 12 月期）によれば、約 9 割（前年同期調査は約 8 割）の事業所で価格転嫁が行われ改善傾向にあるが、価格転嫁率は 36.4%（同 30.7%）にとどまっている【第 521 回第 2-14 頁】。

また、同商工会議所の特別調査（令和 7 年 6 月期）によれば、景況感は 2 期ぶりに改善するも、米国の関税政策が景気の先行きに不安感を与えている。採算（収支）状況を表す DI 値は、2 期連続で悪化している。【第 521 回第 2-36 頁】。

(イ) 影響率

令和 7 年 6 月に福井労働局が実施した基礎調査によれば、現行時間額 984 円から 69 円引き上げた場合の影響率は 26.5%である。令和 6 年度 影響率が 26.5%を上回る地域は 12 道県（うち B ランクは 5 道県）であった【第 521 回第 1-221 頁】。令和 7 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益見解（2（3））によれば、最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされているが、雇用情勢の指標の状況を見るに大きな影響は確認できない。

オ 地域間格差

令和 7 年度の改正審議に際し、当審議会に寄せられた要請等を引用すると、以下のとおり。

- ・ 「地域間の金額差も依然大きく、212 円という額差が地方部から都市部への労働力の流出、地方経済の回復や中小・零細企業の事業継続や発展の厳しさを助長している」（連合福井）【第 520 回-139 頁】
- ・ 「最高額の東京と最低額の県との差は 212 円もあり、同じ労働を同じ時間（月 150 時間）働いたとして年収で 38 万 1600 円の差となります。人口減少時代に、最低賃金が低い地方から高い都市部へ流出し、地域経済の衰退を加速させる要因となっています。」（全労連東海北陸地協）【第 520 回-153 頁】
- ・ 「最低賃金の地域価格差が依然として大きく、最も高い東京と福井県では 179 円の開きがあり、都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、福井等の地域経済の活性化には必要不可欠である」（福井弁護士会）【第 521 回第 2-70 頁】
- ・ 「中小企業に大きな影響を与える日本の地域別最低賃金は、現在、欧米豪の約

半分、韓国より低くなっている。若者や女性、外国人材から「選ばれる県」になるため、都市部や近隣県との格差を縮めていかなければならない。」(福井県知事)
【第 521 回第 2-72 頁】

これら地域の声に対し、当審議会においては、福井県最低賃金が各種指標に照らして、全国的なバランスに配慮したものになるよう、今後も努めるものとする。

(2) 改正額

消費者物価指数が昨年に引き続き高い水準で推移し、福井県内では長期にわたり実質賃金が目減りしている。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法第 1 条に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、最低賃金がどの世帯の標準生計費でも充足するよう近づけることが適当である。

春季賃金妥結状況等の賃上げ率が、業種・規模を問わず、令和 6 年度を上回り、引き続き、高い伸び率となっており、最低賃金法第 1 条に定める賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、労働条件の改善を図る趣旨からも、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者はこの水準を波及させることが適当である。

福井県内の売上高経常利益率は、近年、堅調に推移し、令和 6 年度は過去 25 年間で最も高くなっている。しかしながら、消費者物価指数の上昇率を加味した標準生計費を充足するには、最低賃金の大幅な引上げが必要となるところ、地域別最低賃金が全ての企業に例外なく罰則付きで適用されることや、小規模事業者の労働分配率や価格転嫁の状況を踏まえると、通常の事業の支払能力には一定の限界があると考えられるため、中小・零細企業の実情を考慮する必要がある。

これらを総合的に勘案し、令和 7 年度の改正額は、最低賃金法第 9 条第 2 項に規定する 3 要素に、最低賃金の地域間格差の是正を検討に加え、上記 1 のとおりとする。